

資 金 の 貸 付

1 生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度」は、他の資金の借入が困難な低所得者及び障がい者・高齢者世帯を対象とした貸付制度で、生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。対象となる各世帯の状況と必要に合わせて、就職に必要な知識・技術等の習得や高校、大学等への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。

また、本貸付制度では、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

平成21年10月には、厳しい経済危機のもとで失業等による生活困窮が広がっている状況等を踏まえ、低所得者や失業者等の生活再建に向けた新たなセーフティネットの強化策のひとつとして、継続的な相談支援とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金の創設等、制度の改正が行われました。

令和2年3月には、新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等が発生しており、これらへの対応策として、収入の減少があった世帯の資金需要に対応するための、生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付を実施しました。

貸付金の種類

(令和6年4月1日現在)

資金の種類		貸付限度額（円）	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
総合支援資金	生活支援費	(二人以上) 月 200,000 以内 (単身) 月 150,000 以内	最終貸付日から 6 ヶ月以内	据置期間 経過後 10 年以内 ※最終償還年齢は 70 歳まで	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	400,000 以内	貸付の日（生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日）から 6 ヶ月以内			
	一時生活再建費	600,000 以内				
福祉資金	福祉費	5,800,000 以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定	貸付の日（分割による交付の場合には最終貸付日）から 6 ヶ月以内	据置期間 経過 3 年～20 年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、 保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金	100,000 以内	貸付の日から 2 ヶ月以内	据置期間 経過後 12 ヶ月以内	無利子	不要

資金の種類		貸付限度額（円）	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人
教育支援資金	教育支援費	(高校)月 35,000 以内 (高専)月 60,000 以内 (短大)月 60,000 以内 (大学)月 65,000 以内	卒業後 6 ヶ月以内	据置期間 経過後 20 年以内	無利子	必要な場合もあり ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学仕度費	500,000 以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・土地の評価額の 70%程度 ・月 30 万円以内 ・貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は貸付契約の終了時（借受人の死亡時）までの期間	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間 終了時	年 3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から 1 名選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・土地及び建物の評価額の 70%程度(集合住宅の場合は 50%)・生活扶助額の 1.5 倍以内 ・貸付期間 貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は貸付契約の終了時（借受人の死亡時）までの期間				不要

貸付状況 (各年度 3 月末現在)

年度 \ 件数	件数	金額（円）
元	13	1,851,000
2	560	143,310,000
3	396	153,351,000
4	98	34,250,000
5	6	2,333,000

2 愛の資金

くらし資金と同様であるが、より緊急性の高い少額の貸付をしています。連帯保証人が必要です。

- ・ 貸付額 ・ ・ ・ 5 万円以内 ・ 利息 ・ ・ ・ 無利子
- ・ 返済 ・ ・ ・ 1 年以内 ・ 申込窓口 ・ ・ ・ 大府市社会福祉協議会

貸付状況 (各年度 3 月末現在)

年度 \ 件数	件数	金額（円）
元	25	817,539
2	30	691,300
3	20	559,000
4	9	275,000
5	9	279,000

3 母子父子寡婦福祉資金

母子家庭及び父子家庭等又は寡婦の方の経済的な自立と扶養している児童の福祉を増進するために、
技能習得の資金や修学資金等の貸付をしています。 ・ 申込窓口・・・こども若者女性課
貸付金の種類 (令和6年4月1日現在)

- ※1 生活資金(児童扶養手当に準拠した額)児童扶養手当受給相当まで収入が激少した者(家計急変者)
を対象とした児童扶養手当が支給されるまでの期間の生活資金
※2 修学資金について、新制度による支援が受けられる場合の限度額
＝上記限度額－(新制度による授業料等の減免額／12＋給付型奨学金の給付月額)
※3 就学支度資金について、新制度による支援が受けられる場合の限度額
＝上記限度額－新制度による授業料等の減免額－給付型奨学金の減免額

資金の種類		貸 付 対 象			貸 付 限 度 額 (円)	据 置 期間	償還期間 (以内)	利息
		母子	父子	寡婦				
事業開始資金		母	父	本人	3,470,000 (複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合) 5,220,000	1 年	7 年	保証人なし 年1%
事業継続資金		母	父	本人	1,740,000	6 ヶ月	7 年	
技能習得資金		母	父	本人	(月額) 68,000 (特別一括 816,000) (運転免許 460,000)	1 年	20 年	保証人あり 無利子
就職支度資金		母 又は 児童	父 又は 児童	本人	105,000 (特別 340,000)	1 年	6 年	原則 保証人あり 無利子
住宅資金		母	父	本人	1,500,000 (特別 2,000,000)	6 ヶ月	6 年 (特別 7 年)	保証人なし 年1%
転宅資金		母	父	本人	260,000	6 ヶ月	3 年	
医療介護資金		母 又は 児童	父 又は 児童	本人	医療 340,000 (特別 480,000) 介護 500,000	6 ヶ月	5 年	
生活資金 ※1		母	父	本人	一般(月額)108,000 技能(月額)141,000 生計中心者でない場合 72,000	6 ヶ月	技能 20 年 医介 5 年 母子家庭等 8 年 失業 5 年	
		母	父		※児童扶養手当に準拠した額		10 年	
結婚資金		児童	児童	子	320,000	6 ヶ月	5 年	原則 保証人あり 無利子
修学資金 ※2	高 校	児童	児童	子	(月額)27,000～183,000 詳細はお問い合わせください。	6 ヶ月	20 年 専修一般 5 年	
	高 専							
	短 大							
	大 学							
	大 学 院							
	専 修							
	専 門 一 般							

資金の種類		貸 付 対 象			貸 付 限 度 額 (円)	据 置 期間	償還期間 (以内)	利息
		母子	父子	寡婦				
就学支度資金 ※3	小 学	児童	児童	子	64,300	6 ヶ月	就学 20 年 修業 5 年	原則 保証人 あり 無利子
	中 学				81,000			
	高 校				国公立 150,000			
	高 等 専 門				私立 410,000			
	大 学				国公立 410,000			
	短 大				私立 580,000			
	専 修 専 門				国公立 380,000			
	大 学 院				私立 590,000			
	専 修 一 般				150,000			
修 業 施 設 入 所	中学卒業者・・・・・・150,000 高等学校卒業生・・272,000							
※自宅外については、各々10,000 円加算(大学院を除く)								
修業資金		児童	児童	子	(月額) 68,000 (特別 460,000)	1 年	20 年	

4 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しのため、資金の貸付けを行います。

都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害が対象です。

貸付金の種類

(令和6年4月1日現在)

対象	貸付限度額 (円)	据置 期間	償還 期間	貸付 利子	保証 人
世帯主 (所得制 限あり)	①世帯主の1月以上の負傷(家財・住居被害なし) 1,500,000 ②家財1/3以上損害あり+住居被害なし 2,500,000(1,500,000) ③住居半壊 2,700,000<3,500,000>(1,700,000<2,500,000>) ④住居全壊 3,500,000(2,500,000<3,500,000>) ⑤住居全体が滅失か流失 3,500,000 ※()は世帯主の1月以上の負傷なしの場合 ※<>は被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等の特別な事情がある場合	3 年 特 例 5 年	10 年	無利子	必要